

確認しましょう！最低賃金！※

香川県（地域別最低賃金）

970円 52円UP!

令和6年10月2日から<時間額>



【ご相談・お問い合わせ先】

- 香川労働局労働基準部 賃金室 087-811-8919
- 労働基準監督署 高松 087-811-8946



HPIはこちら

※ 最低賃金制度とは

国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。物価などの動向に応じて毎年見直されています。

※ 特定最低賃金(産業別最低賃金)

左記の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定最低賃金が適用されます。地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

特定最低賃金（産業別最低賃金）※

産業名	最低賃金時間額 (昨年度からの引き上げ額)	効力発生效年月日
冷凍調理食品製造業	970円 (52円↑)	令和6年10月2日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,092円 (52円↑)	令和6年12月15日
船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,041円 (改正審議中) R6.11.6現在	令和6年1月3日 (改正審議中) R6.11.6現在
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,030円 (48円↑)	令和6年12月15日

若手人材に「選ばれる」企業へ！
企業等の奨学金返還支援（代理返還）
制度を活用して 人材確保・定着 を目指しませんか？

■ 奨学金返還支援（代理返還）とは？

- 機構の貸与奨学金を受けていた社員に対し、各企業が返還額の一部又は全部を支援することです。
- R3年4月から企業から機構への直接送金が可能となりました。直接送金を行う際の手続きの流れ等は機構のホームページを御確認ください。



■ 代理返還することのメリットは？

- 採用活動でのアピールや従業員の定着などへの効果が期待されます。
- 直接送金する場合は、以下のような税制面におけるメリットもございます。詳しくは、機構のホームページを御確認ください。

■ 代理返還の直接送金におけるメリット

- 所得税
 - ・返還額に係る所得税は非課税となり得る。 (従業員メリット)
- 法人税
 - ・給与として損金算入できる。 (企業メリット)
 - ・「賃上げ促進税制」※の対象になり得る。
- 社会保険料
 - ・原則、標準報酬月額額の算定のもととなる報酬に含めない。 (双方メリット)
- HPへの掲載
 - ・本制度の利用企業を独立行政法人日本学生支援機構のHPに掲載するとともに、大学等に紹介。 (企業メリット)

※ 賃上げ促進税制：雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大30%（中小企業の場合40%）を税額控除

【お問い合わせ】

■ 独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業戦略部 奨学事業総務課
TEL：03-6743-6029 FAX：03-6743-6679

HPIはこちら



○ 独立行政法人日本学生支援機構

平成16年4月1日に設立された学生支援事業を総合的に実施する文部科学省所管の独立行政法人です。

乳がん、子宮頸がん検診は
令和7年2月28日(金)まで

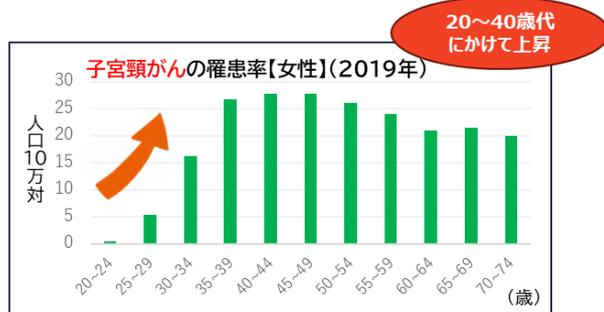


2人に1人ががんになる時代...
がんがまだ「他人事」のあなたへ



若いから大丈夫！なんて思っていませんか？

若くても、これまで病気ひとつしたことがなくても、突然、がんが見つかる可能性があります。
女性、若い世代でがんになる方が増えています。



出典：国立がん研究センター がん情報サービス「がん統計」

自分のため、周りの人のため 受けよう、がん検診！

高松市から乳がん、子宮頸がん検診の受診券を送付するのは
2年に1度。対象者（年齢は4月1日時点）には6月中旬に受診券を送付しています。

【対象者】

乳がん：40歳以上で偶数年齢の女性
子宮頸がん：20歳以上で偶数年齢の女性
前年度の対象者で未受診の女性



乳がんは40歳、子宮頸がんは20歳の方は無料
※対象者には無料クーポン券を送付しています。

※受診券・無料クーポン券を紛失された方、前年度の対象者で未受診の方は、右のフォームより申請をお願いします。



早期発見・早期治療 でがんは治せる時代です！

がん検診を受けた後は、医師の結果説明を必ず受けてください。

- ◆ 異常なしの場合・・・これからも、定期的に健診を受けましょう。
- ◆ 要精密検査の場合・・・早期発見のチャンスです！
がんでないことも多いので、怖がらず検査を受けましょう。



高松市健康づくり推進課
TEL 087-839-2363

詳細はこちら



〜〜不妊症や不育症に関する支援について〜〜

仕事との両立

不妊治療を受ける方の数は年々増加していますが、厚生労働省の調査によると、不妊治療を経験した方のうち**26.1%**の方が、治療と仕事を両立できずに離職したり、雇用形態を変えたり、不妊治療をやめたりしています。そのため、**不妊治療を受けながら安心して働き続けられる職場環境の整備が求められます。**



○不妊治療連絡カード

企業に対し不妊治療中であることを伝えたり、企業の不妊治療と仕事との両立を支援するための制度等を利用する際に提出したりするためのものです。厚生労働省が作成し、活用をお勧めしています。

○事業者向けの研修や制度導入マニュアル等の情報を掲載しています。

詳細は厚生労働省ホームページ⇒https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html

高松市の助成制度 ※制度の詳細は高松市ホームページをご確認ください。

このとり応援事業	不育症検査・治療費助成事業
体外受精・顕微授精を保険適用で治療された方へ、1回の治療期間につき最大5万円が助成されます。 保険適用外で治療をされた方は、条件によって制度に該当する場合があります。	不育症のための検査や治療を保険適用外で行った方へ、費用の一部（最大5万円）が助成されます。 また、先進医療として行った不育症の検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）についての助成制度もあります。

問合せ先⇒高松市健康づくり推進課 TEL 087-839-2363